



《会計・税務の知識》 ついに本番 J-SOX

1. 内部統制とは

内部統制とは、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいいます。内部統制は、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成されます。

2. 内部統制とJ-SOX

内部統制は、会社法と金融商品取引法の2つの法律により、整備が要求されています。うち、金融商品取引法によるものが、J-SOXと呼ばれています。

3. 会社法における内部統制要求事項

大会社（資本金が5億円以上または負債が200億円以上の会社などをいいます。）を対象に、法令遵守を確保する体制その他一定事項について決定することが求められています。ただし、会社法上、内部統制システムを整備することのみが定められているだけであって、整備すべき内部統制の具体的内容については定められていません。

4. 金融商品取引法(いわゆるJ-SOX)における内部統制要求事項

上場会社等を対象に、財務報告に係る内部統制について、内部統制システムを構築するとともに、その整備・運用状況を評価し、内部統制報告書を提出することが求められています。また、内部統制報告書の内容が適切であるかどうかの監査を受けることが求められています。

なお、内部統制の構築、評価等に対する具体的な内容は、「一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準」に委ねられています。

5. J-SOX導入の背景

米国では2001年のエンロン粉飾事件や2002年のワールド・コム粉飾事件を受けて、財務報告の適正性をより強く担保するために、財務報告が作成される過程において誤りが発生しない仕組みが構築されているにつに経営者が責任を持っておこなうという、いわゆるSOX法が成立しました。日本も、米国の後を追うかたちで、また、西武鉄道やカネボウの巨大虚偽記載事件の発生を受け、いわゆるJ-SOXを導入することとしました。

6. 内部統制報告書と内部統制監査報告書

年度末において、内部統制報告書を作成することが要求されています。四半期ごとの作成は不要です。また、内部統制報告書の内容が適正であるかどうかについて、監査法人による内部統制監査報告書が作成されます。

7. 適用時期

適用事業年度は、平成20年4月1日以降に始まる事業年度です。したがって、通常のケースであれば、平成21年3月31日以降に終了する事業年度について、内部統制報告書と内部統制監査報告書が提出されることになります。

なお、中小企業信用機構株式会社が決算期変更にもとない内部統制報告書第一号を提出しています。

関連法令 会348 四、会362 六、会416 一、会施98、100、112、金商24の4の4、金商193の2、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令

